

城の受け取りと武家の財

近世の城、その構成要素

佐藤宏之

Seizure of Castles and Assets of Samurai Families : Castles in the Early-Modern Times and Their Component Parts
SATO Hiroyuki

はじめに

- ① 武家の財をめぐる動き
- ② 元和三年津和野城受け取りと武家の財
おわりに

【論文要旨】

元和四年（一六一八）四月九日、幕府は大名改易後の居城の収公にさいし、城付武器はそのまま城に残し置くことの方針を定めた。さらに、軍事目的のために備蓄した城米も引き継ぎの一環として、備蓄の有無と備蓄方針の確認を求めた。

本稿は、国立歴史民俗博物館所蔵の石見亀井家文書のなかにある、元和三年の津和野城受け取りに関する史料を素材に、城受け取りのさいに引き継ぎの対象となる財（モノ）に着目する。

城受け取りのさいには、城内諸道具の目録が作成され、それに基づいて引き継ぎが行われる。その目録化の過程において、武家の財は公有の財と私財とに峻別される。

公有の財とは城付の武器・道具や城米であり、大名自身の私有物ではなく、幕府から与えられたモノといえる。すなわち、その帰属権が最終的に將軍に収斂していくものである。一方、私財とは大名や家臣の武器・家財や雑道具などであり、その処分は個々人の裁量に任せられたモノといえる。

こうした動向の契機となったのが、天正一八年四月二九日に真田昌幸宛てに出した

豊臣秀吉の朱印状ではないかという仮説を提示する。秀吉は、降伏した城々は兵糧・鉄砲・玉葉・武器を備えたままで受け取るという戦闘力を具備した城郭の接収確保を指示し、接収直後に破城とするのではなく、無抵抗で明け渡す城の力（兵糧・鉄砲・玉葉・武器）を温存した。秀吉は、その後の奥羽仕置を貫徹するなかで、諸国の城々は秀吉の城という実態と観念を形成していったのである。

こうした城付の武器や城米を目録化することによって把握することは、城の力を把握することでもあった。したがって、近世の城の構成要素は、城付の武器と城米であったということができよう。

このような城付の武器と城米を把握・管理した江戸幕府は、国家権力を各大名に分有させ、それを背景とした統治業務の分業化を行いつつも、幕府の国家的支配の体系のなかに編成していったと考えられる。

【キーワード】津和野城、城受け取り、武家の財、城付、石見亀井家文書

はじめに

元和元年（一六一五）の大坂夏の陣による大坂城落城のさい、津和野城主・坂崎直盛は徳川家康の依頼を受け、家康の孫娘で豊臣秀頼の正室である千姫を大坂城から救出した。秀頼死後、寡婦となった千姫の身の振り方を家康より依頼された直盛が、公家との間を周旋し、縁組の段階まで話が進んでいた。ところが、元和二年、突然桑名藩主・本多忠政の嫡男・本多忠刻との縁組が決まってしまう。このとき、直盛が興入れの行列を襲って千姫を強奪する計画を立てていることが発覚し、九月一日に直盛は自害（もしくは家臣による殺害）、坂崎氏は改易処分となった。これがいわゆる千姫事件である。⁽¹⁾津和野はその後、一時幕府領となるが、元和三年七月二〇日、因幡国鹿野藩より亀井政矩が入封することとなった。

本稿は、国立歴史民俗博物館所蔵の石見亀井家文書のなかにある津和野城受け取りに関する史料を素材に、城受け取りのさいに引き継ぎの対象となる財（モノ）に着目する。

大名改易後の江戸屋敷・大名の家財の処理方法について、江戸時代中期の儒者荻生徂徠は、その著書『政談』において、つぎのように言及している。

但しその潰れたる大名の家財の内、弓・鉄砲・借し具足などは親類の方へ改めあずかり置き、跡の仰付けられを待ちて上へ伺わせ、その親類に下さるるとも、また小身にても跡目に立ちたる人に下さるとなりとも、または上へ召上げらるるとなりともあるべき事也。その子細は、右の類の武器は大名の国を守る道具なれば、後家の物になるべきようなし。町人へ売払うべき物にあらず。また家来は浪人するなれば家来の分散して取るべき物にもあらず。また家来の自

分に所持したる弓・鉄砲・具足も主人の親類の方へ預かり置きて、跡の仰せ渡されずみて後、その主その主へ返すべき事なり。但し鉄砲は浪人の所持すべき物にあらざれば、その親類の方へ買い取るべし。かくの如く定法を立てば、家来の取籠り住うに気遣いはあるまじ。されば屋敷を引取る事は相応にゆるやかにさすべき事なり。城を請取る節も、右の類の武器をば城より出して、城請取人へ相渡し、その後城を引渡すべき事也。もつとも城付の道具は引渡す事なれども、その外の武器はその沙汰を承り及ばざる故、爰に記す。

国を守る武器は大名ならで入らざる事也。その家潰るるからは、公儀へ委く上るべし。外の家財とは各別のもの也。町人・百姓に売りわたす事かつてあるべからざる事也。⁽²⁾

これによると、大名・家来の弓・鉄砲・具足などは親類に預けられ、その扱いは幕府へ伺いを立てて行うよう記されている。そして、その諸道具には①親類に渡すもの、②跡目に立つ者に渡すもの、③幕府が召し上げるものと、三つの処理方法があると記されている。特に武器は大名の国を守る道具であるので、遺族のものにならない、町人に売り払うものではない、家来が浪人し分散するときに持つていくものではない、家来自身が所持した弓・鉄砲・具足は主人の親類に預け、その後返してもらうこと、ただし鉄砲は親類に買い取ってもらうことと記されている。また、城付の道具は城と一緒に引き渡すことになるが、国を守る武器は他の家財とは異なり、町人・百姓に売り払うことが禁じられ、幕府へ詳しく報告するよう記されている。

享保一〇年（一七二五）水野隼人正忠恒（信濃国松本藩七万石）が改易⁽³⁾となったとき、徂徠は「家中の下々盗をし、財宝を棄売りにし、町人押込みて不法なる体、跡を御あずけなされたる親類の家来、鎗のさやをはずし、町人どもを制したる様子など、御城下にはあるまじき次第也」と、

このような家来・町人の様子を城下にあるまじき行為と認識していたのである。このことから改易後の城・諸道具の扱い方について、先のように意見したものと考えられる。

① 武家の財をめぐる動き

それでは城内に残された武家の財（モノ）はどのように扱われていたのだろうか。

小林清治によれば⁽⁴⁾、織田信長の城郭政策は、敵対する者は即時に成敗という厳しい処分とあわせて、その城々もすなわち破却というものであった。豊臣秀吉の城郭政策もまた、信長の政策を引き継ぐものであったが、関白就任以後、天正一四年（一五八六）から領国の態勢整備を志向するものへと変化し、必要な城は存置し普請を加える一方、不要な城は敵対せぬ者の城まで破却し、その普請と破城は敵対勢力の征服されたあとに領国の態勢整備を目的として実施されるという特徴をもつ。

佐々成政の失脚後、小西行長とともに肥後国を領した加藤清正が天正一六年閏五月一五日の領知朱印状と同日付で与えられた秀吉朱印直書には、「於肥後国、領知方一廉、被為成拜領、熊本在城ノ儀、被仰付候條⁽⁵⁾」と、清正を秀吉の城となった熊本城に領知とともに預けて在城させると記されている。

また、天正一八年四月二七日付で、浅野長吉から江戸城受け取りの報に接した豊臣秀吉は、二八日付の長吉宛朱印直書のなかで、「請取之城二ハ、留守居を申付置候て、先々城とも手分を仕、早々可請取之候⁽⁶⁾」と、受け取りの城々に留守居をすえて、手分けして早々に受け取るよう、そのさいには兵糧をよくよく確認しておくことを付言している。

さらに、四月二九日付で真田昌幸に宛てた朱印直書で詳細な指示を下している。

小田原之儀被取籠、干殺被仰付故、隣国城々命之儀御託言申上候、被成御助候城ハ、兵糧・鉄砲・玉葉其外武具、悉城ニ相付渡し候、家財ハ少々城主ニも被下候間、成其意、箕輪之儀も、玉葉其外武具、兵糧以下、少も不相違様ニ、入念可請取置候⁽⁷⁾

降伏した城々は兵糧・鉄砲・玉葉・武具を備えたままで受け取るという戦闘力を具備した城郭の接収確保が指示されているのである。すなわち、接収直後に破城とするのではなく、無抵抗で明け渡す城の力（兵糧・鉄砲・玉葉・武具）を温存したといえよう。秀吉は、存置する城を秀吉が普請して、つぎの領主に引き渡すという方針を、その後の奥羽仕置を貫徹するなかで実行に移し、諸国の城々は秀吉の城という実態と観念を形成していったのである。

信濃国松代藩では、元和二年（一六一六）七月一三日に松平忠輝の改易にもなつて「松城本丸残置諸道具目録」が作成され、その目録が元和四年五月二日の松平忠昌から酒井忠勝への移封のさい、元和八年一〇月二日の酒井忠勝から仙石忠政への移封のさい、元和八年一〇月一九日の仙石忠政から真田信之の移封のさい、明暦三年（一六五七）七月二三日の真田家二代藩主信政が沼田城主から松代城主となり、信之が隠居するさいの計四回にわたつて活用されたことが原田和彦によってあきらかにされている⁽⁸⁾。

元和四年四月九日、越後国村上藩主村上忠勝の改易にさいし、幕府は安藤対馬守重信・土井大炊助利勝・酒井雅楽頭忠世の年寄連署で、つぎのような方針を明示した。

條々

一 夏成先納其所ニ可相留事

一 弓鉄砲玉葉長柄其外武具城中可残置事

一城内之儀ハ不申奉公人之家下々ニ至迄戸立具相改之無相違様ニ可有之事

一種借之事蔵より出之無粉借付ニおゐてハ則一礼を取右之米

堀丹後守ニ預ケ置可申事

一借物ハ互之一礼次第可申付事

右条々堅所被仰出也

元和四年四月九日

対馬守判

大炊頭判(助の誤りカ)

雅楽頭判

上使(9)

第二条において、弓・鉄砲以下の武具は城中に残し置くべきことが原則とされたのである。城の力を温存することが、幕府によって成文化されたものと位置づけられよう。

元和八年一〇月七日、出羽国庄内藩に転封となった酒井忠勝に対し、旧城主最上氏の家臣三名と鶴岡の肝煎五名が連署連判した「鶴岡城内武具渡目録」を提出した。⁽¹⁰⁾

寛永一八年(一六四一)九月六日、備中国松山藩(六万五〇〇〇石)

池田長常が無嗣断絶したさいの松山の仕置は、備前国岡山藩池田家・美作国津山藩森家・越後国村上藩堀家によって行われ、ここでは「城ニ残置道具事」として、城内にある鉄砲・弓・鎗・石火矢・足輕具足が書き上げられ、「兩様ニ残置候事無用との式部指図」が下されている。⁽¹¹⁾

万治三年(一六六〇)佐倉城主堀田正信改易のさいには、「佐倉城付之武具於有之は改之、注帳面」と城付の道具を改め、帳面に記すよう指示され、寛文六年(一六六六)丹後宮津城主京極高国改易のさいには「武具等改之事(中略)注文面道具ハ其俣蔵に入置」と、武具等を改めるさい、帳面に記し、そのまま蔵に入れるよう指示されている。⁽¹²⁾

延宝九年(一六八一)六月二日、越後国高田藩主松平光長が改易され、高田城引き渡しにさいし、一八種の諸道具の目録が作成されている。⁽¹³⁾この目録の作成者は、高田城在番の溝口重雄(越後国新発田藩)の家臣速水一学と水野忠直(信濃国松本藩)の家臣鈴木主馬であった。そして、目録の記載と実際の道具の有無の確認を幕府から派遣された諸役人が執り行っており、代官の本多新五兵衛が目録を読み、平勘定衆の杉田五左衛門・滝野十郎兵衛が帳面をつける役割を担っている。⁽¹⁴⁾このように城内の諸道具は、在番大名によって目録化され、それを幕府の諸役人が把握していくのである。

元禄一四年(一七〇一)三月一四日、いわゆる赤穂事件によって改易となった播磨国赤穂藩に対し、「武具・家財ハ構無之、但城ニ在之武具ハ其俣可被置候」との指示が出された。武家の財には、「武具・家財」と記される個人の処分任せられる私財と、「城ニ在之武道具」と記される城に付属する公的な財があり、公的な財は大石内蔵助良雄を中心とした残務処理担当役人により、目録が作成され幕府へ提出された。⁽¹⁵⁾

このように城内に残された武家の財は、帳面に記されること、すなわち目録化によって把握されていたことが知られる。

②元和三年津和野城受け取りと武家の財

坂崎家の断絶後、津和野領は幕府の直轄地として、大森銀山代官竹村丹後守の支配となるが、元和三年七月二〇日に因幡国鹿野城主亀井政矩が四万三〇〇〇石をもって移封することが決まった。

津和野城受取上使として、柳生又右衛門宗矩・小笠原市左衛門長房・駒井右京進親直が派遣されることとなる。ところが、津和野に到着すると、坂崎家遺臣らが長門領にむかつて逃亡していることを知る。そこで、八月一〇日、三田尻奉行・三田尻町年寄衆宛てに次の連署状を送って

る。

つぎの史料は、このときの引き渡し文書の写しである。

尚々(三田尻)ミたしり舟手之儀かたく可被仰付候、則は(萩)きへも申遣候へ共、其元之御左右、遅々可申被存、以飛脚申候、其元自然御にかし二付ハ、可為御迷惑ニ可相成候、無油断船手く堅御せんさく候て、御留可然候、津和野方のき候者ハ有無被留置候て御左右頼存候

一筆令啓上候、仍津和野相替候二付而、為、上使罷下候、然は出羽家中之者共さいし、御領分ニ立退之由候、何方ニ成共、被抱置候而、御左右可被成候、其上舟手之儀も堅御改候而、可被下候、様子之儀ハ物奉行物頭等、算用彼是有之候儀候、其上道具共取逃候様ニ仕候者も御座候故申入候、恐々謹言

八月十日 柳生又右衛門 実名不知 判

小笠原市左衛門 同

駒井右京進 親直 判

ミたしり

御奉行衆中

同町年寄中(16)

これによると、坂崎家の物奉行や物頭らが、算用および城付の道具などをもち逃げたことが知られる。ついては、発見次第の報告と留置を依頼している。ここでは算用という経済情報と、城付の道具の流出が問題となったのである。

八月一三日には、上使の柳生宗矩・小笠原長房・駒井親直より、城付の武具と所領四万三四六八石六斗一升九合、村数約一三五か村を受け取った〔津和野亀井家譜〕。

八月二二日、亀井氏が上使より津和野城の武具の引き渡しを受ける。

城鉄炮并武具之目録

一石火矢	但入籠四ツ	三丁
一台無筒		式丁
一六十五文目筒		式丁
一六十文目	同	壹丁
一五十目	同	式丁
一三十目筒	但台無新地	五丁
一三十目筒		四丁
一式十目筒	但長サ不同有り	五丁
一十五匁筒	同	六丁
一十式匁筒	同	六丁
一古筒	但中筒	廿丁
一拾匁筒	長サ不同有り	六十四丁
一拾匁筒	同	九丁
一六匁筒	但古キ筒也	七十四丁
一六匁筒	但長筒也	七十式丁
一六匁筒	但台無新地	廿式丁
一拾匁筒	但持筒	壹丁
一六匁筒	同	壹丁
一六匁筒	但壺尺寸イフウ物不同也	式百八十五丁
一参匁五分筒		六十丁
右之小筒同前		
一三匁五分筒	但馬の上筒	六十壹丁
一三匁五分筒	但古キモ有り	廿七丁
一三匁筒	但古筒	式百七十五丁

一三匁筒	但古筒台無シ	拾四丁	一葉たる	大小廿七
大小			一葉硫黄入箱	大小八ツ
筒数合千廿丁也			一葉箱	廿五
一弓	但志けとう也	三百廿九丁	一玉薬筒	十四
一弓	但小弓しらす	三十丁	一薬入箱	壹ツ
一弓	但白木	百八十六丁	一矢立箱	壹ツ
一鏝	但大鳥毛長飾朱立	五十本	一玉筒	壹ツ
一鏝	但長柄鳥毛	式百九十五本	一塩硝桶	壹ツ
一鏝	但番鏝	百九十七本	一からかね玉桶箱	同
一鏝	但長味	三本	一なまり玉桶	同
一うつほ	但黒キ也	百四方	一具足箱	但番くそく箱壹ツ十両入
一同	但志り毛	四十保	一為かた箱	符有り
一同	但虎ノかわ	四本	一筒乱箱	黒キ箱也
一くわ		九十五丁	一とうらん箱	白キ箱符有り
一すき		十七丁	一長枝	但玉入符有り
一甲立	但かしらなしも有	五十三	一灯ちんはこ	同
	古キなり、石付すき也		一つる箱	同
一わぬけ竹		十式束	一長刀	廿えた
一糸すり竹		式百五十本	一碁番	壹ツ
一のほりさほ		三十本	金之笠箱	但まけ物二入
一請筒	但のほりの	小數三十	一長ゑた	但金ノ笠入
一わぬけの板		小數三十	一からかね玉	但かまきつ、ミ 符有り
一矢筒	但符有り	拾九	一忍返	
一薬箱	内玉も有り	式百	一麻繩	但同集ニテ請取
	但白キ箱		一さし物うち輪	但黒キ
一玉薬箱		百廿三	一長枝	但金馬よろい金笠有
一薬つほ	但五百枚入	大小九ツ	一長持	古キ具足有り

一 請筒箱	切符有り	壺ッ
一 陣かま箱	同	壺ッ
一 鉄炮袋ノ箱	同	弐ッ
一 金よろい箱	同	大小三ッ
一 どうらん箱	同	壺ッ
一 ひぜんかめ		大小十三
一 干食		八十壺俵
一 葛粉		七俵
一 塩		百俵
一 門のひじ		七ッ
一 同つぼ		六ッ
一 門中つぼ		三ッ
一 門の中ひぢ		四ッ
一 かんかうほうあて		十四
一 鉄板		百四十五枚
一 帳箱		五十
一 長持	但帳入	壺ッ
一 矢けん		壺ッ
以上		

右之道具改預ケ置申、但、箱之分ハ石原五右衛門存知、封を付申候、此印判也、又以前之卷付并鎖おろし申候箱も御座候、重而も其通御渡弘可被越者也

元和三年巳
八月廿二日

亀井豊前守殿⁽¹⁷⁾

柳生又右衛門
小笠原市左衛門
駒井右京進

亀井氏が引き継いだ城付武具は、鉄砲・石火矢・玉薬などの火器や弓・矢筒などの射器、刀剣類、具足箱などの甲冑、幟竿や請筒、鉄・鋤・忍返などの陣道具、干飯・塩・葛粉などの食料と多岐に渡る。なかには「古キ筒也」「古キモ有り」と但書が付された津和野城に代々伝わる古武具も見られる。

この道具帳のうち、箱に入っている分は石原五右衛門が封をし、印判をしたことが知られる。さらに、これ以前に封を巻き付けた箱や鎖をおろしてある箱の存在も知られる。

この目録と現物を照合して、同日に「右之道具改請取候、但、箱之分者封保預り置申所實正也」と受け取った旨を記した目録⁽¹⁸⁾を柳生・小笠原・駒井氏宛てに亀井氏が作成する。

ところが、元和五年六月二日の酒井仙千世家臣牧勘兵衛・吉見備前が亀井家家臣塩冶大学・牧四郎兵衛・加藤蔵人宛てに作成した目録⁽¹⁹⁾の表紙には、

津和野御城附鉄砲・武具当分御預置、酒井仙千世殿江被下、御引渡之節御同人御家来吉見備前・牧勘兵衛請取手形之写、本書ハ正徳四年午夏 御前江差上ル

布施兵右衛門
波多野武兵衛

と、この目録が津和野城城付の鉄砲や武具はしばらく酒井仙千世に預けられ、亀井家へ引き渡しのさいの吉見備前と牧勘兵衛の請取手形の写しであることが記されている。

また、目録の冒頭には、

酒井出羽守武具其外荷物之段、巳之歳為 御上使、柳生又右衛門様、

小笠原市左衛門様、駒井右京様御改被成、御預ケ被成候如御注介
請取申条々

と、酒井出羽守の武具やそのほかの荷物を巳年（元和三年）に上使として
柳生・小笠原・駒井の三氏が改めるまで「御注介」として預っていた
ことが記されている。

さらに、文末には、

右之武具・荷物酒井仙千世ニ被下候旨、江戸從御年寄衆様方御判
被下而、則各々江懸御目候、其上柳生又右様、小笠原市左様、駒
井右京様方亀井豊前様へ武具・荷物不殘可有御渡之由御状參候ニ
付御渡候少茂無相違請取申所実正也、又 御上使三人様御預ケ状
も請取申候間、此方の上可申候、為後年以手形申入候所如件

と、以上の経緯があったことを後年のために手形をもって申し入れたこ
とが知られる。

以上のように、津和野城の城付武具などは、一旦酒井仙千世（坂崎直
盛の子カ）に預けられ、上使の柳生・小笠原・駒井氏が改めたうえで、
亀井氏へ引き渡されたのである。

同二二日、三田尻の御船手衆の香川彦左衛門が、管内を探索し、昨夜
二一日に坂崎家家臣の湯野川与謝衛門・屋毛助左衛門・南波惣右衛門ら
の一行上下男女六〇人が、三田尻港を出帆して立ち退いたという情報を
手に入れた。ただちに右田（現防府市）より駆けつけた宍戸備前元統の
兵とともに、香川は両村上の船頭・水夫の応援を得て、瀬戸内海を追跡し、
笠戸島（現下松市）にて捕え、道具などを取りあげ、三田尻へ連行した。
その後、湯野川与謝衛門ほか一人を、井上弥兵衛・小寺七右衛門が警
護して津和野に向かい、その他の家臣や家族らは三田尻に留められ、上

使からの指示を待った。

上使の取り調べがすむと、湯野川らは津和野から野上（現周南市）に
出て船で三田尻に向い、待っていた家族らとともに上方へ向かって出帆
したという⁽²⁰⁾。

また、幕府は軍事目的のために備蓄した城米も引き継ぎの一環として、
備蓄の有無と備蓄方針の確認を求めた。

つぎの史料は、坂崎家家臣牧勘兵衛・吉見備前から亀井家家臣牧四郎
兵衛・加藤蔵人・塩冶大学に宛てた津和野城に残された城米の備蓄量を
調べたリストである⁽²¹⁾。

御城米算用之覚

一米四拾八石六斗九升六合 内

但とうほ□し米共ニ

米四拾三石七斗式升此度算用ノ分

残而米四石九斗七升六合 也

一大豆百式拾八石七斗式升八合 内

大豆百式拾八石四斗式升八合

此度算用ノ分

米ニメ八拾九石九斗

残而大豆三斗 也

一 糶式百八石四斗式升九合 内

糶七拾八石式斗五升八合 此度算用分

米ニメ三拾九石壹斗式升九合

糶九拾四石七斗五升 右同

米ニメ三拾七石九斗

とうほ□し糶拾石 右同

(印)

米ニメ三石五斗

以上粗百八拾三石八合

米ニメ八拾石五斗式升九合

残而粗式拾五石四斗式升一合 也

一 小豆六石六斗七升 内

小豆六石 此度算用ノ分

米ニメ式石四斗

残而小豆六斗七升 也

一 粟壹石八斗 内

粟壹石五斗 此度算用分

米ニメ五斗式升五合

残而粟三斗 也

一 そば五斗 其俣請取分

(印)

以上合米式百壹拾七石七升四合八御蔵米ノ分

右ハ此度指引算用仕分也

一 塩拾五石 百俵之分

米ニメ三石四升 此度算用仕分

一 干飯式拾式石式斗式升七合

(印)

惣升米式百三拾九石三斗

右者此度御算用指引仕 公儀御借物ニ御払方仕分如件

元和五年

五月廿三日

牧四郎兵衛殿

加藤蔵人殿

塩冶大学殿

牧勘兵衛(花押)(印)

吉見備前(花押)(印)

これによると、米のほかに、大豆・粗・小豆・粟・そば・塩・干飯が挙げられており、「城米」米ではなかったことが知られる。ただし、「大豆式拾八石四斗式升八合」は「米ニメ八拾九石九斗」など、それぞれを米に換算して集計されている点は興味深い。しかも、これらを「公儀御借物」と総称しており、城米を「公有の財」と認識していたことが知られる。

以上のように、城付の鉄砲・武器・道具、城米、勘定帳の引き継ぎは、目録化による文書によって把握されていたのである。したがって、武家の財は目録化の過程で城に付属する「公有の財」と個人の処分に任せられる「私財」に峻別されていたと考えられる。

大名改易にさいし、幕府は「一、弓・鉄砲・玉薬・長柄其外武器城中可残置事」と、元和三年四月九日に出された同日の五か条の「条々」の第四条において、「一、家中之輩武器諸道具可任其身之心事」と家臣の武器・諸道具の所持は自由と規定している。

例えば、延宝九年(一六八一)八月十九日、越後国高田藩改易後に高田に残っている諸道具については、「高田有之諸道具之儀者、定而老中より高木善左衛門・蒔田八郎左衛門・中坊長兵衛右三人衆江申参候て、彼地有之武器・金銀米銭之外者、越後殿家来衆江断次第渡候様ニと可被申と存候」と、老中より高木善左衛門・蒔田八郎左衛門・中坊長兵衛の三人に対して、武器・金銀・米穀・金銭以外の道具は越後家の家来へ断り次第に下げ渡してもよいという指示がある。

城内に残った武器、鉄砲三二七挺、石火矢大筒六挺、弓一〇七八挺、鑓二八二筋、具足一六〇八領(内足軽具足一三三四領)は、「城内武器道具入置候蔵」へ入れられ、判金一七枚、小判三四三三両三分、花降銀三二貫一九〇目、丁銀五貫二九〇匁、下銀二五貫五七八匁八分、錢七六貫八〇〇文、印子鑓一筋(二三匁七分)は江戸に送られた。また、城内に残された米穀は、「高田御詰米御扶持方之残米六千俵余古米付高田町

扶持方之為入札申付候処ニ、金壹両二付一石四斗五升之直段安札二而、為救直段引下金壹両二付壹石五斗替二申付、為相払申候、尤五升安之積り⁽²⁴⁾と、家臣へ渡した扶持の残り六〇〇〇俵余を、古米のため高田町へ入札を申し付け、金一両につき一石五斗で下げ渡したことが知られる。このように、武具・金銀銭・米穀は幕府の主導のもとで管理されることになるのである。

また、先述したように播磨国赤穂藩の改易にあたって、幕府老中から出された家中引き払いに関する指示は「武具・家財ハ構無之、但城ニ在之武道具ハ其俣可被差置候」であった。すなわち、「城ニ在之武道具」は公有の財、「武具・家財」は「荒道具」として売却、そのなかには鎧・鉄砲といった武具も含まれ、その処分が所有者の自由に任せられる私財として認識されていたことが知られる。

おわりに

本稿は、城受け取りのさいに引き継ぎの対象となる財（モノ）に着目して論じてきた。城受け取りのさい、城内に残された諸道具の目録が作成され、それに基づいて引き継ぎが行われている。その目録化の過程において、武家の財は公有の財と私財とに峻別されることになる。

公有の財とは城付の武具・道具や城米であり、大名自身の私有物ではなく、幕府から与えられたモノといえる。すなわち、その帰属権が最終的に將軍に収斂していくモノである。一方、私財とは家臣の武具・家財や雑道具などであり、その処分は個々人の裁量に任せられたモノといえる。

こうした動向の契機となったのが、天正一八年四月二十九日に真田昌幸宛てに出した豊臣秀吉の朱印状ではないかと考える。秀吉は、降伏した城々は兵糧・鉄砲・玉薬・武具を備えたままで受け取るという戦闘力を

具備した城郭の接收確保を指示し、接收直後に破城とするのではなく、無抵抗で明け渡す城の力（兵糧・鉄砲・玉薬・武具）を温存した。秀吉は、その後の奥羽仕置を貫徹するなかで、諸国の城々は秀吉の城という実態と観念を形成していったのである。したがって、こうした城付の武具や城米を目録化することによって把握することは、城の力を把握することでもあった。一定の城の力を保持した城を存置することは、領国の安定的な態勢を整備することにつながる。秀吉政権は、諸大名の安定的な領国支配のうえに存立していたことがうかがえる。

こうした秀吉政権以来の方針を成文化したのが、元和四年四月九日に越後国村上藩主村上忠勝の改易にさいして、幕府が示した安藤対馬守重信・土井大炊助利勝・酒井雅楽頭忠世の年寄連署である。城付の武具と城米を把握・管理した江戸幕府は、国家権力を各大名に分有させ、それを背景とした統治業務の分業化を行いつつも、幕府の国家的支配の体系のなかに編成していったと考えられる。したがって、近世の城の構成要素は、城付の武具と城米であったといえよう。

黒田長政は、福島正則の改易の知らせを聞いて、嫡子忠之に「公儀」における心得を述べた書状（元和五年八月一二日付）を認めた。そのなかで「十年先には弓矢の穿鑿迄に候」と述べている。城の整備が大名の自由ではなく「公儀」の「穿鑿」の対象となっていた。一〇年後は武具一切にいたるまで「公儀」の意向を憚る世になるだろうと予測している⁽²⁵⁾。

しかし、そうした時代はすでに訪れていたのである。

註

(1) 『津和野町史』第二卷（津和野町史刊行会、一九七六年）。

(2) 「大名の潰れ跡引払いの事」荻生徂徠著／辻達也校注『政談』、岩波書店、一九八七年。

- (3) 北村保「享保十年真田伊豆守幸道の松本城請取」〔『松代』第三号、一九八九年〕。
- (4) 小林清治「信長・秀吉権力の城郭政策」〔『東北学院大学論集』第二十五号、一九九三年、のちに「秀吉権力の形成」東京大学出版会、一九九四年所収〕。
- (5) 『武家事紀』中巻(原書房、一九八二年)。
- (6) 「豊臣秀吉朱印状」〔『大日本古文书』家わけ第二、浅野家文書、東京帝国大学、一九〇六年〕。
- (7) 「豊臣秀吉朱印状」〔『神奈川県史』資料編三下、神奈川県、一九七九年〕。
- (8) 原田和彦「松代城の『城附諸道具』——真田家大名道具論(一)——」〔『松代』第二号、一九九九年〕。
- (9) 『徳川禁令考』前集第四(創文社、一九五九年)。
- (10) 『鶴岡市史資料篇』庄内史料集4 大泉紀年上巻(鶴岡市、一九七八年)。宇田川武久「近世初頭の城付武具の実体と変容」〔国立歴史民俗博物館研究報告』第五〇集、一九九三年〕。
- (11) 池田光政著／藤井駿・水野恭一郎・谷口澄夫編『池田光政日記』(山陽図書出版、一九六七年)。
- (12) 「大名の潰れ跡引払いの事」(前掲註2参照)。
- (13) 道具帳には、「三河様御屋舖在之御道具具覚」(延宝九年九月五日)、「呉服金粉金箔塩島請取帳」(天和元年一〇月二日)、「雑道具長恩寺江送遺帳」(天和元年一〇月一四日)、「宿主共へ為取物ノ品請取中炭ノ掛帳」(越後高田御本城廣間并三階櫓御道具帳)「越後高田本城雜藏道具帳」(越後高田三之丸内方々にて相渡帳外道具帳)「本丸ニテ名物之御道具共改請取帳」(本帳外請取道具帳)(以上、天和元年一〇月)、「越後様三河様御道具相渡候目録」(御讓物之類)(以上、天和元年二月)、「三河様御屋敷ニ在之候荒道具請取帳」(天和二年三月六日)、「三河様御道具帳」(天和二年三月七日)、「越後守様御刀脇指當分御預り引渡帳」(越後御本城ニテ受取御腰物之内此方様へ御預り之分控帳)(以上、天和二年三月一五日)、「御道具帳」(貞享三年四月五日)、「高田御道具之内故在之覚書」(作成年未詳)がある。これら道具帳の成立と活用については、拙稿「大名改易における藩領処理——城引き渡し時の文書作成——」(大石学編『近世公文書論』岩田書院、二〇〇八年、のちに「大名改易における藩領処理——史料論的アプローチ——」『近世大名の権力編成と家意識』吉川弘文館、二〇一〇年所収)を参照のこと。
- (14) 「高田城請取雜記」〔『上越市史』別編5・藩政資料1、上越市、一九九九年〕。
- (15) 生田国男「元禄14年赤穂城下町収公にみる武家の財について——近世城下町の研究——」〔2004年度日本建築学会関東支部研究報告集、二〇〇五年〕。
- (16) 『津和野町史』第二巻(前掲註1参照)。
- (17) 石見亀井家文書H-1031-23-1「元和三年巳八月廿二日 御城鉄炮武具御引渡目録」(国立歴史民俗博物館所蔵)。この史料については、宇田川論文(前掲註10)において紹介されている。目録の裏表紙に、「此目録、享保式拾老年丙辰五月、平川団右衛門殿、布施三郎右衛門殿御覽之上、裏打仕せ、表用人預置候様ニ被仰付、波多野武兵衛、布施与左衛門、大谷甚右衛門預置者也」と、享保二年(一七三六)五月に平川団右衛門と布施三郎右衛門が内容を確認した後、裏打ちして、波多野武兵衛・布施与左衛門・大谷仁右衛門に預け置いたものであることが記されている。
- (18) 石見亀井家文書H-1031-21「酒井出羽守城鉄炮并武具目録」(国立歴史民俗博物館所蔵)。
- (19) 石見亀井家文書H-1031-22「城鉄砲并武具之目録写」(国立歴史民俗博物館所蔵)。
- (20) 『津和野町史』第二巻(前掲註1参照)。
- (21) 石見亀井家文書H-1031-26-9「御城米算用之覚」(国立歴史民俗博物館所蔵)。
- (22) 『徳川禁令考』前集第四(前掲註9参照)。
- (23) 「天和元年 高田御引渡之記録」〔『酒井家文書』A-12、十日町情報館所蔵〕。
- (24) 「天和元年 高田御引渡之記録」(前掲註23参照)。
- (25) 福田千鶴「元和の一国一城令と諸国城破り」〔『歴史と地理』第四七二号、一九九四年、のちに『江戸時代の武家社会』校倉書房、二〇〇五年所収〕。
- (鹿兒島大学教育学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
二〇一三年一月二五日受付、二〇一三年五月二四日審査終了

Seizure of Castles and Assets of Samurai Families : Castles in the Early-Modern Times and Their Component Parts

SATO Hiroyuki

On April 9, 1618, with reference to the seizure of a castle where a *daimyo* (feudal lord) usually resided, the Shogunate decided on a policy that after *daimyo kaieki* (punishment by removal of samurai status and expropriation of territories), any arms belonging to a seized castle must be left in place. Moreover, the Shogunate demanded to know the quantity and any storage conditions of *jomai* (rice originally reserved for military purposes).

Employing historical evidence concerning the seizure of Tsuwano Castle in 1617, which is found in documents relating to the Kamei family of Iwami Province in the possession of the National Museum of Japanese History, this paper focuses on possessions (assets) that were handed over upon seizure of the castle.

Before accepting a castle, a complete inventory of all goods and materials within the castle was created, and based on this list, the castle was handed over. In the preparation process of the inventory, the assets of a samurai family were divided and assessed as belonging to either the government or the family.

Government ownership concerned arms, tools, and *jomai* that belonged to the castle; they can be considered as possessions originally given by the Shogunate, not a *daimyo*'s private possessions. That is to say, any right of possession was in the end attributed to the shogun. On the other hand, family possessions were arms, household goods, and miscellaneous tools of retainers, and their disposal was left to the individual *daimyo*'s discretion.

Such a trend was probably triggered by a *shuinjo* (shogunal charter for trade) given by Hideyoshi Toyotomi to Masayuki Sanada on April 29, 1590. Hideyoshi gave directions to seize and secure a castle sufficiently provided with a military capability, more specifically, to receive surrendered castles complete with all food provisions, firearms, ammunition, and armor, in order to maintain the military power of any castle delivered without resistance, and not to destroy the castle immediately after seizure. Hideyoshi carried through the subsequent Punishment of the Ou region, during which he was actually putting into practice the concept that the castles in the provinces belonged to Hideyoshi.

Understanding the quantity of military equipment and *jomai* that belonged to a castle by creating an inventory also allowed the assessment of the military capability of the castle. Therefore, one can

safely state that the component parts of a castle in early-modern times were the weapons of war and *jomai* belonging to that castle.

It can be considered that the Edo Shogunate, which understood and controlled the arms and *jomai* belonging to a castle, allocated some state authority to each loyal *daimyo*, and against the background of such a policy, while promoting the specialization of ruling and administrative work, the Shogunate was incorporating the policy into its own state ruling system.

Key words: Tsuwano Castle, seizure of a castle, assets of samurai family, belonging to a castle, documents on Kamei family of Iwami Province